

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) タイヨー大竜店
鹿児島市大竜町2番3号
- (2) タイヨー武町店
鹿児島市武一丁目17-7
- (3) タイヨー伊敷店
鹿児島市下伊敷一丁目54番2号
- (4) タイヨー騎射場店
鹿児島市下荒田三丁目39番10号 外5筆
- (5) タイヨー新上橋店
鹿児島市鷹師二丁目6番2 外2筆
- (6) タイヨー草牟田店
鹿児島市草牟田二丁目19番5号
- (7) タイヨー玉里団地店
鹿児島市玉里団地一丁目2062番261号
- (8) タイヨー原良店
鹿児島市原良一丁目12番7号
- (9) タイヨー伊敷団地店
鹿児島市西伊敷三丁目2番2号
- (10) タイヨー武岡団地店
鹿児島市武岡二丁目28番地
- (11) タイヨー紫原店
鹿児島市紫原三丁目9番1
- (12) タイヨー田上店
鹿児島市田上六丁目6番1号
- (13) タイヨー西陵店
鹿児島市西陵六丁目21番15号
- (14) タイヨー星ヶ峯店
鹿児島市星ヶ峯四丁目3964番3
- (15) サンキュー和田店

鹿児島市和田一丁目3番7号

(16) タイヨー花棚店

鹿児島市吉野町3615番地の1 外7筆

(17) タイヨー中山店

鹿児島市中山二丁目45番6号

(18) タイヨー喜入店

鹿児島市喜入町6075番4号

(19) サンキュー新栄店

鹿児島市新栄町185番80号

(20) タイヨー松元店

鹿児島市石谷町1218番1 外15筆

(21) タイヨー吉田店

鹿児島市本名町1098番1 外3筆

(22) タイヨー上荒田店

鹿児島市上荒田町26番4 外5筆

(23) グラード東開

鹿児島市東開町4番27

(24) タイヨー吉野店

鹿児島市吉野町1731番地

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

1の(1)～(23) 平成31年3月20日

1の(24) 平成31年3月25日

3 意見の概要

今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) サンキュー寿店

鹿屋市寿七丁目494番地1 外1筆

(2) タイヨー串良店

鹿屋市串良町岡崎1825番地1 外14筆

(3) タイヨー西原店

鹿屋市郷之原町12604番1 外12筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

1の(1)～(3) 平成31年3月20日

3 意見の概要

今回の届出について、大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定に基づく本市からの意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により枕崎市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー枕崎店

枕崎市東本町6番5 外8筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月25日

3 意見の概要

周辺地域の生活環境に与える影響は変更前に比べてほとんど変化がないものと認め、問題はないと思われま

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により阿久根市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー阿久根店

阿久根市大丸町90番地17

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー出水店

出水市黄金町317番1 外34筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月25日

3 意見の概要

意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) タイヨー指宿店

指宿市湊一丁目10番17号

(2) サンキュー北指宿店

指宿市西方字石ヶ崎1463番地1 外14筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

支障はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により垂水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー垂水店
垂水市中央町32番2号 外1筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成31年3月20日
- 3 意見の概要
周辺地域の生活環境への影響はないと考えられるため、特に支障はない。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー永利店

薩摩川内市永利町字古川711番1号 外8筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) グラード伊集院

日置市伊集院町徳重238番1 外12筆

(2) タイヨー東市来店

日置市東市来町湯田字山王2815番 外5筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

周辺地域の生活環境保持については、支障は無いものと考えます。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) タイヨー末吉店

曾於市末吉町本町一丁目2番地4 外9筆

(2) タイヨー岩川店

曾於市大隅町岩川字宮前下7379番1 外10筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) タイヨー国分店

霧島市国分中央三丁目574番1 外3筆

(2) サンキュー隼人店

霧島市隼人町見次字須ノ木545 外19筆

(3) タイヨー新町店

霧島市国分新町字山ヶ町980番地 外10筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりいちき串木野市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー串木野店

いちき串木野市旭町60番 外3筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特に支障はないものと判断するが、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことのないように配慮すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により志布志市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー西志布志店

志布志市志布志町安楽船磯56番地42 外4筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により奄美市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー平田店

奄美市名瀬真名津町13番1号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特になし。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) タイヨー川辺店

南九州市川辺町平山3395番地1 外16筆

(2) タイヨー知覧店

南九州市知覧町郡中松17772番地

(3) タイヨーえい店

南九州市額娃町郡1386番地1

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

1の(1)及び(2) 平成31年3月20日

1の(3) 平成31年3月25日

3 意見の概要

支障はないと思われます。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大口店

伊佐市大口里字桃木ヶ丸801番 外1筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特に意見なし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) グラード始良

始良市東餅田2372番地1

(2) タイヨー重富店

始良市平松3675番地1

(3) ソレイユタウン加治木

始良市加治木町木田159番地2 外2筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

1の(1) 平成31年3月20日

1の(2)及び(3) 平成31年3月25日

3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により湧水町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
栗野リバーサイドモール
始良郡湧水町木場街区60番
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成31年3月20日
- 3 意見の概要
意見なし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により錦江町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年10月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大根占店

肝属郡錦江町馬場字檮山2096番1 外35筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年3月20日

3 意見の概要

特に意見はありません。